

第2回京都市特別職報酬等審議会 議事録

日 時：令和6年12月10日（火）10：30～11：55

会 場：京都市役所4階 「正庁の間」

出席者：委員（五十音順）

戌亥 慎吾 京都市PTA連絡協議会 会長

太田 肇 同志社大学政策学部 教授（大学院総合政策科学研究科 教授）

佐伯 久子 京都市地域女性連合会 理事長

嶋田 博子 京都大学公共政策大学院 教授

土井 伸宏 京都商工会議所 副会頭（株式会社京都銀行 代表取締役会長）

山田 陽子 日本公認会計士協会京滋会 会長（公認会計士・税理士）

1 開会

司会（人事部長）

それでは、予定の時刻になりましたので、令和6年度第2回京都市特別職報酬等審議会を開催いたします。委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます、行財政局人事部長の秋山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議の成立に必要な定足数について確認をいたします。本日は、委員7名のうち6名の委員の方々に御出席をいただいております。従いまして、委員総数の過半数を超えることから、京都市特別職報酬等審議会規則第4条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、御欠席の原委員におかれましては、京都市総合計画審議会の委員にも御就任いただいております。日程の都合上、本日の審議会と開催が重複いたしましたので、先だって開催が決定しておりました同審議会への出席を本市から依頼したものでございます。本日の議事内容につきましては、事前に御意見をいただいております。後程の審議の中で御紹介いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、本日の会議も、第1回と同様、京都市市民参加推進条例第7条に則り、公開といたします。記者をはじめ傍聴される方へのお願いでございますが、写真、テレビカメラでの撮影・録音につきましては、議事運営の都合上、資料説明に入る前までとさせていただきます。御協力をお願いいたします。

2 諮問

司会（人事部長）

それでは、第1回の審議会におきまして、改定が必要との結論をいただきましたので、本市から審議会に対して諮問をさせていただきます。

人事担当局長の藤田から太田会長に諮問文をお渡しさせていただきますので、恐れ入りますが、太田会長、後方の壇上へ移動をお願いいたします。

——藤田人事担当局長から太田会長へ諮問文を提出——

3 議事録の確認

司会（人事部長）

それでは、次第の3議事録の確認に移ります。議事に入る前に、第1回の議事録の確認をお願いいたします。事前に各委員の皆様には送付させていただいておりますが、内容の漏れ等今お気づきの点があればお申し出ください。よろしいでしょうか。

——確認——

司会（人事部長）

それでは、議事録については最終確認のうえ、後日公開をさせていただきます。

それでは、ここからの議事進行につきましては太田会長にお願いしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

なお、これ以降、写真、テレビカメラでの撮影、録音等控えていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、太田会長よろしくお願いいたします。

4 議事

太田会長

引き継ぎまして、議事の(1)資料説明から進行させていただきます。前回の審議会では、「改定が必要」との結論に至りました。事務局に改定試案の作成に加え、各委員から資料作成の依頼もございました。それらを踏まえて、まずは事務局から、資料に関する説明をお願いいたします。

人事部長

それでは資料の説明に先立ちまして、前回、第1回での審議会での御議論の概要について、改めて説明させていただきます。

まず1点目、改定の必要性についてでございます。

- ・ 経済状況や労働人口等が変化してきているという観点から、制度値、すなわち給料・報酬等の額の見直しについて議論する必要がある
 - ・ 環境が大いに変わってきた中、20年以上見直しを議論してこなかったことは問題であり、改定について話し合うことに賛成
- といった御意見等があり、「改定は必要である」という結論になりました。

そのうえで、改定の方向性に関しましては、

- ・ 制度として適切な給与水準を考えるには、他都市との比較、一般職員との比較という相対的な視点が中心となる
 - ・ そもそも職務内容に対して適切な給与なのかという議論も必要
 - ・ 現在の状況を改めて見つめ直したうえで、職務内容について他都市と比較し、議論する必要がある
 - ・ 財政規模や人口が類似する他都市の制度及び改定状況が一つの参考になる
- といった御意見をいただきました。

そういった観点から、新たな資料といたしまして、

- ・ 特別職の職務・職責が分かる資料
 - ・ 本市と財政規模や人口が類似する他都市の改定状況が分かる資料
- の作成を御依頼いただいたところでございます。

それでは、御依頼いただいた資料含め、給与課長から、本日の資料について御説明をさせていただきます。

(1) 資料説明

事務局から資料2「京都市特別職報酬等審議会（第2回 資料）」について説明

太田会長

ありがとうございます。改定試案は後ほど議論するといったしまして、ただいま、事務局から説明があった資料に関する質問や御意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

山田会長代理

御説明ありがとうございます。委員の山田です。5ページについて教えてください。平成8年度と令和6年度、この比較をしていただいています。そうしましたところ、京都市は全然この間変わっていないのでゼロですけれども、他都市は、一部を除いてほぼ下がっているという状態ですけど。この月例給は、他都市ではどのように見直されてきたかっていうのは、教えていただけますでしょうか。

給与課長

ありがとうございます。この間、他都市は引下げが多いということになってございますが、平成13、14年度辺りから、一般職の方がマイナス改定の基調に変わってきていたということがございまして、その辺りの一般職の状況も踏まえながら、各政令市の方で引下げの改定を行ったと認識をしております。

山田会長代理

ありがとうございます。一般職に応じて引下げが行われたということですけど、

その見直しの回数であるとか、どのような頻度で行われているかっていうのは分かりますか。

給与課長

各都市の回数まですべて把握はしていませんけれども、1回ないし2回程度の改定だったと認識しております。

山田会長代理

分かりました、ありがとうございます。

戌亥委員

戌亥でございます。最初の方に市長のお仕事のことを説明いただいたときに、お休みがないっていう話をされたと思うんですけど、これは休みないっていう風に決まってそうなるのか、結果的にそうなっちゃってるのか、どっちなのかというのが分からなかったので教えていただけたらと思います。

給与課長

ありがとうございます。結果的に、他の公務、色々な公務をされている中で、なかなか休日がないという状況だと思います。

市長については、一般職と異なりまして勤務時間という概念がございませんので、そういった中で、現在の状況になっているのではないかと思います。

嶋田委員

細かいことで恐縮です。3ページのところを拝見しますと、京都市で請願それから陳情が非常に群を抜いて多いというのが目につくんですけども、これは何か背景があれば、御教示いただけますでしょうか。

給与課長

なかなか他都市とどういう違いがあるのかという御説明は難しいところなんですけど、やはりそれだけ京都市の市会の中で、京都市の市政もそうですし、国政に関する意見書含めて、かなり多いということだと思います。請願・陳情につきましては、相手方のあるお話ですので、なぜ多いのかということについては、なかなか御説明は難しいのかなと思います。

太田会長

確かに、突出して多いので何か理由が知りたくなりますね。

給与課長

それだけ市民活動が、やはり歴史のある都市ですので、市政に対する関心が高いとか、そういった背景もあるのかもしれませんが。

太田会長

ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。それでは、議事の(2)報酬額等の改定についてのとおりに、改定の検討に移りたいと思います。事務局の方から改定試案についての説明をお願いいたします。

(2) 報酬額等の改定について

事務局から資料3「改定試案（第2回 資料）」について説明

太田会長

それでは、事務局からいただいた改定試案につきまして議論したいと思います。まず、全委員から全体的な御意見を伺い、改定試案を絞っていく議論に入りたいと思います。前は、委員の紹介は名簿順でしたので、本日は逆の順番で、会長代理の山田委員から御意見ををお願いいたします。

山田会長代理

ありがとうございます。全体的なことよろしいでしょうか。市長とかに絞ってですか。

太田会長

全体的で。

山田会長代理

分かりました。改定試案をお作りいただいて、ありがとうございました。この京都市と似ている政令指定都市、A B Cそれぞれ分類いただいて、3つ出してくださいました。それと一般職の累積給与改定率ということで、私が拝見させていただいて、試案1のBについて、これが妥当じゃないかなっていう風に感じました。その理由としましては、A B Cとある中で、この図を見ますと、全体的に人口と歳出額が比例していてすごく綺麗な形となっています。その中で、京都市に近いところは、Cのところに近いんですけども、ここの分布を見ますと、綺麗な右上がりの線に必ずしもそうならないところがあるので、ここをもう少し広げて、少し多くの都市を見た方が、比較しやすいのではないかなと思ひまして、Bのところ、京都市以外の5つと比べるところが一番適切に見れるんじゃないかなって思ったのが1つです。

それと試案2の一般職の累積給与改定率と、この試案2も作っていただいてま

すけれども、これともちょうど合致するような金額になっておりますので、このBの考え方が一番他都市との比例というところで妥当なところではないか、それから政令市順位から見ますと、7位ということで、この図を見ても7番目ぐらいで、ちょうど来ているので、そういう意味でも合致しているなという風に思ったところです。副市長とかについても同様に思ったんですけれども、議員については、政令指定都市との比較でいくと、改定額がそれほど低くならなくて、一般職との改定率との比較の方がすごく低くなっているのも、もともとそんなに高い方に位置していたのかなという風にも思うんですけれども。この辺りが試案2の方が順当に行っているのかもしれないし、先ほどの議員の活動の回数とかを見ますと、これは大変な激務のところでもあるので、そういうところから考えると、Bのところでもいいのかなという風に感じたところです。長くなって申し訳ありません。以上です。

太田会長

ありがとうございます。では、土井委員お願いします。

土井委員

土井です。大変難しい選択ではあると思うんですけども、今、山田先生仰ったことが、いわゆる試案1と試案2を合わせたような形で対応するのがいいかなという風に思いまして、B案かなという風に思います。質問でもいいですかね、お伺いしたいんですけども。期末手当っていうものの位置付けというのは、すごく年収としては関わると思うんですけど、例えば副市長さんのAの対応でいくと、政令市順位で言うと月給は20分の7番目ですと。しかしながら年間支給額で言うと、もう20分の11という形で半分以下になりますよというのは、多分、期末手当の差だと思うんですけども。

それと、ちょっとよく分からない、地域手当をなくす、10万円でしたかね。これをなくす方向でっていうのも、これを含んでの話なのかどうかということです。

基準は月給よりも年間賃金で見るのがいいのかなという風に考えまして、期末手当はまた別の方法で決まるようなことを書かれて、理解してない部分もあるんですけども、その辺の期末手当と地域手当の絡みと。あと月給にこだわるのか、年間支給額にこだわるのかっていうところの、もともとの考え方があれば教えていただければと。

給与課長

ありがとうございます。期末手当につきましては、※の下から2つ目にございますとおり、国の指定職が3.45月に対して本市が3.25月ということで、この間、行財政改革計画の集中改革期間中ということでございまして、本来的に

は国と合わせていたんですけれども、抑えているという状態でございます。政令市によって、指定職、国と同じ3.45月という都市もあれば、一般職の支給月数、改定後4.6月になるんですけれども、を用いているという都市もございます。ただ、土井委員から御指摘ありましたように、月例給7位のところが年間支給額で11位に順位が下がるというのは、期末手当の月数を抑えているという影響でございます。

それから地域手当ですけれども、給料に対して10パーセントを支給するという現行制度でございます。例えば、市長で言いますと月例給が152万9千円ということで記載をさせていただいております。これは地域手当とそれから給料と合わせた形の月額ということで記載をさせていただいております。現行で言いますと、市長の給料月額が139万円。この10パーセント、13万9千円を足し合わせた額が152万9千円ということでございます。地域手当につきましては、まだ多くの政令市でも出されている制度ではあるんですが、国の方が異動の円滑化ということで、趣旨が少し変わってきたという面もあろうかと思えます。そういったところで特別職に馴染むのかどうか、この審議会でも御意見をいただければという風に考えております。

最後に、月例給で見るのか年間でみるのかということなんですけれども、審議会の審議の事項としましては、あくまで、最も本質的なものでございます給料ということなんです、当然それによって年間どうなるかということを踏まえまして、月例給について御議論いただければという風に考えております。

土井委員

はい、ありがとうございました。そうしましたら、ここに書いてある月例給というのは地域手当を含んだ額が書いてあるということなので、変えようとされているのはもう地域手当をなくす、結果金額は一緒でも、分けないというような理解でいいですか。10パーセントというのも含めてもう月例給として捉えようと、そういう考え方ですか。

給与課長

はい。土井委員御指摘のとおりでございまして、地域手当を廃止した場合、全体的な水準、他都市の均衡、今御議論いただいておりますけれども、その場合は地域手当分を給料に一本化するというところでございます。給料としてすべて支給するという形になります。

土井委員

はい、よく分かりました。そうしましたら結論難しいんですけども、山田先生が仰ったような、2つの試案と言いますか、出し方と言いますか、計算式の考え方があって、その類似してる点からすると、B案みたいな形でいいのかなとい

う風に考えます。これが絶対的かどうかというのは分からない部分もあるんですけども、1つの考え方だなという風に思います。以上です。

太田会長

はい、ありがとうございます。では、嶋田委員お願いします。

嶋田委員

はい、ありがとうございます。今回約20年ぶりに給与改定を考えると、早急に判断するということですので、その意味では今、山田委員と土井委員も仰いましたけれども、職責に近い政令指定都市と合わせるという方向が、一番納得性が高いのではないかと思います。その上で一般職とのバランスを見るという順番が妥当かなと感じられますので、その意味でお二方仰ったとおり、試案1を基本にしながら、この一般職の改定率である試案2こちらと突き合わせて、その意味で数値的にBが、収まりがいいのかなという感覚がございます。山田委員が仰ったとおり議長になってくると、この辺の数値がB案だと、少し全体的に高いのかなという話もありますけれども、やはりそれぞれによって違う考え方というの、なかなか外向けには説明もしづらいかと思いますので、こういう方向ということであれば、今回全体を貫く形が一番分かりやすいのかなと思います。ただ他方で今後の課題としては、やはりもう少し中長期的な視点として、人材確保であるとか、前回も申しましたが仕事の質がどうなのかということも考慮が必要になってくるとは思います。この点また後ほど、意見として申し上げたいと思います。

それから今、期末手当、地域手当のお話出ておりましたけれども、やはり市民の皆さんにとって一番重要な関心事項というのは、毎月の給与総額、それから年収総額、ここが御関心が強いのではないかと思います。その意味で、月例給で手当の形で出すか出さないかというのは、本来テクニカルな話だと思いますので、事務的な御判断でいいんじゃないかと思いますけれども、やはりぱっと見て分かりやすくということを考えますと、少なくとも特別職について何か手当が分かれてるというよりは、月例給で一本化するのが今後の議論としても、分かりやすいのではないかなという風に感じます。

他方、仮にこれをなくすとかいう形になったり、期末手当の月数を変えたりということになると、年収総額が、計算式で変わってしまうということも、本来の趣旨ではありませんので、そこに関しては、その地域手当等が変わることによる年収総額への影響みたいなことは、また別途御検討いただければという風に思います。

それと期末手当に関してどうするかという話に関しては、先ほど申し上げたとおり、大事なものは年収総額であるとしても、毎月の給与が、例えば期末手当はなくせばどっと跳ね上がるわけですから、これもやはり御納得を得るという観点からは、あまりこれも大きく見直す必要はないんじゃないかなと、これ感覚的な話

ですので、別な判断もあろうかと思えますけれども。

一般の方にとっての分かりやすさ、納得感という形では、地域手当に関してはもう一本化してしまうと。期末手当に関してはそう大きく見直す必要はないのではないのかなと、こういう風に感じました。以上です。

太田会長

はい、ありがとうございます。では、戌亥委員お願いします。

戌亥委員

ありがとうございます。まず、試案1の方は、ABCと分かれてる中で、Cにしてしまうのは、もう神戸市との比較なのかなという感じで、神戸市さんがどんな感じでこういう基準にされてるのかなというのが、神戸市の事情もあってそうされてるのかなと思いますし。

そもそもその他都市と比較して決めていくようなものなのかな、それぞれの市で決めておられることなのかなというところがちょっと思ったりするので、参考程度には見るっていうのはいいのかなと思うんですけど、そこに合わせていくというのは、ちょっと何かしっくりこない感じもあったりしますので、そういった意味で、試案2の方の京都市の事情も含めて京都市としてどうなんやということ考えたときに、京都の問題として、一般職の方と比較してというところは、何か聞いてしっくりくるというか、そちらで考えたほうがいいのかという気はしますので、どちらかという試案2で軸に考えながら、もちろんその、他の政令都市と全然かけ離れてたらやっぱりおかしいので、参考程度に見るっていうところで、あんまりCみたいに狭くしちゃうと偏ってしまうかなと思うので、AかBぐらいのところと比較しながらっていう感じで進めていければ、聞いてて納得感もあるかなという風には感じましたし。

先ほどから出てる一本化するっていうのはそのとおりだなと思います。分かりにくいのがやっぱり何かごまかされてる感もありますので、分かりやすく、京都市は京都市として、どうなんやというところを考えながら決めるっていうのが、何か基本筋かなという風には感じましたので、試案2を軸にというところで思いました。ちょっと違うかもしれないですけど、そう感じてます。以上です。

太田会長

はい、ありがとうございます。それでは、佐伯委員。

佐伯委員

失礼いたします。公務員の方のは、私はよく分からないんですけども、よく巷では、景気不景気の関係なしに公務員の方はボーナスも出るいいねっていうようなお話とかは聞きます。会社は景気不景気に左右されてるので、売り上げの

少ないときは、皆さんにも我慢してもらわないとってというような形を常に聞いてます。この政令都市の人口を参考にしてっていう風な考え方をされると、報酬月額がどうこうってというのが年間支給額っていうのも、どれが妥当なのかっていうことも分からないですけども、あそこも良くなったし、こっちももうちょっと上げんならんとかいう、いただく側にしたら、考えて欲しいよねってというようなこともあろうかと思うんです。

昔でしたら組合が結構あったので、私の年代で若いときはそういうことがすごく盛んなときだったので、今はそういうことっていうのはあんまりないんですかね。この人たちの改定のときというのは、そういう組合の方が動いてどうこうというのはないんですか。変な言い方ですけど、教えていただきたいなということなんですけど。

給与課長

特別職の給与につきましては、市長・副市長、議長から議員まで含めまして、いわゆる組合、職員団体と協議するような性質のものではございません。

佐伯委員

今あんまりそういう話も全然聞かないので、分からないんですけど、指定都市の人口の多い少ないは、やっぱりお給料を決めはるのには関係してくるんですか。

給与課長

今回あくまで事務局として、改定の試案ということで、審議会にお出しさせていただいているものです。本来的には、職務職責を比べてみたときにどうなのかということなんですけど、古い通知になりますけれども、自治省の通知でいいますと、類似するような政令市との比較というようなことが検討の材料とされているところです。そういったこともございまして、また、第1回の議論も踏まえまして、現時点で、人口ですとか歳出が類似する都市を基に、改定試案を作成させていただいた次第でございます。

佐伯委員

はい、ありがとうございます。変なことをお聞きしましたがけれども、私たちには分からない世界の感じですしね。こういうようなことで見せていただくと、やっぱり均等にうまく考えていただいてるんやなっていう風には感じさせていただきました。以上です。

太田会長

はい、ありがとうございます。御出席の全委員の方からは御意見を頂戴いたし

ました。今日御欠席の原委員からは、「一般職の状況は一つの指標としてはよいと思うが、そもそも、一般職と特別職とでは役割も全く異なるのであるから、額を考えるうえでは、試案１とすべきである。」との意見をお聞きしています。

まず、２つの試案１と２とあるんですけれども、どちらが妥当かということ、そこから考えて決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど御意見お聞きしましたが、戌亥委員は試案２を軸にと仰いましたけれども、あとの委員の方は試案１という御意見だったと思いますが、戌亥委員いかがでしょうか。

戌亥委員

額面でみるとそんな差はないのかなと思いながら、考え方としては、よその指定都市はどういう風な経緯で決めているのか分からないところもあるし、職務の内容も分からないので、あんまり横並びに比較するものなのかどうなのかというのはちょっと思ったという話で。結局１、２で見ると、ＡとかＢぐらいで考えたときには、その額面的には間を取ってるような感じもありますので、改定額とかそういったところについてはどちらでもいいのかなってというのは、結果的には思う部分もありますんで、１、２にすごくこだわってるということはないです。

太田会長

確かに各市それぞれ事情はあると思いますが、ただ同時に一般職と特別職とは性格が違うということもありますので、それでは試案１ということでよろしいでしょうか。

——異議なし——

太田会長

では試案１は事務局で類似する政令市を設定して、市長と議長はその平均額と均衡させた案となっております。議論の対象を明確にするために、まずは市長、その次に議長について議論する形で進めます。

人口・歳出という点で類似性をどの範囲で捉えるかということですが、なかなか難しいところではあります。事務局の方から先ほど説明はありましたが、改めて特徴的なところを説明してもらえればと思います。お願いします。

給与課長

はい、ありがとうございます。この間各委員から御意見をいただきましたけれども、改めまして、Ａ４縦長の資料２の４ページの散布図を御覧いただければと思います。

試案Aにつきましては、類似都市、この考え方をできるだけ広く捉えたものとなっております。結果的に人口が100万人未満の政令市も含まれているというような特徴でございます。

試案Bにつきましては、人口100万人から200万人、歳出規模をプラスマイナス30パーセント、この範囲内をグループ化したものでございます。A案よりも対象を限定しました結果、人口規模で言いますと120万規模弱の広島市は対象なもの、人口は134万人と本市に比較的近いですが歳出規模が7割を下回るさいたま市を除いているというのが特徴でございます。この間、委員の皆様からも御意見いただきましたけれども、改定率という面では過去の手法でございます一般職の累積改定率に近いものとなっております。

最後に改定試案のCの特徴でございますが、対象となる政令市が3市と少ないということと、散布図を見ていただいても分かりますように、人口という面ではいずれの都市も本市を上回る規模ということになっておりますのが特徴でございます。事務局からは以上でございます。

太田会長

ただいまの御説明を踏まえたうえで、試案のAからCについて御意見をいただきたいと思います。なお、原委員からは「あまり比較対象が多いとぼやけるのでAは取るべきと思わない。本当に類似しているところとの均衡という意味ではCが適当だとは思いますが、比較する対象が少なすぎるという風にも思うので、中間を取るという意味でBでもよいとも思う。最後は、審議中での議論等を踏まえたうえでの会長の御判断に一任する。」とお聞きしています。ではいかがでしょうか。

はい、山田委員をお願いします。

山田会長代理

ありがとうございます。このABCですけれども、私はBがいいんじゃないかなと思うんですけど。このCが一番狭い枠の中で見ているってところなので、似ているところ、より近いところがあるっていう考え方もできるかもしれないんですけど、さっき事務局からの御説明のとおり、他の3都市は京都市より人口が上回っているという点がすごく大きな特徴だと思いますので、ここで決めてしまうということはどうしても高い方に引っ張られるっていうか、そういう影響があるのではないかなと思いますので、その辺りを和らげるっていうかもう少し広く見る意味でも、Bまで広げたうえでもう少し上も下も見えてっていうところが妥当なところに落ち着くんじゃないかなっていう風に感じました。

太田会長

ありがとうございます。基本的には原委員と考え方は類似しているかなと思い

ます。先ほどお伺いしました土井委員も嶋田委員も、この中ではB案が適當ではないかと仰ったように思います。

それでは、B案ということによろしいでしょうか。

——異議なし——

太田会長

ではB案といたします。

では次に、議長についての議論をしたいと思います。

改定試案の3ページが議長の改定案となっています。市長と議長を同じ考え方で改定するかどうかポイントになりますが、この点の御意見をお願いします。

なお、原委員からは、「市長と異なる考え方を持ち出すべきと思わない。市長の改定と同じ考え方の案とするのが適當である。」との意見をお聞きしています。

皆様いかがでしょうか。

——意見なし——

太田会長

議長も市長と同様、試案Bとするということによろしいでしょうか。異論がないようでしたら、そのようにさせていただきます。

——異議なし——

太田会長

では次に、副市長、副議長、議員の改定の考え方です。事務局からは、市長・副市長等の職員間のバランスを維持するという考えから、それぞれ市長と議長の改定率に準じて改定との試案が示されています。これらについて該当の試案も見てくださいながら、御意見をいただきたいと思います。なお、原委員からは、「市長、議長の改定率による改定で良い。」との意見をいただいています。

——意見なし——

太田会長

御異論ありませんでしょうか。

——異議なし——

太田会長

では、副市長、副議長、議員については、それぞれ、市長、議長の改定率を用いた改定といたします。

最後に、事務局から意見を求められていた地域手当と給料の関係については、嶋田委員から意見をいただいております。また、原委員からも「地域間で手当によって差を設けるということは、民間ではなくされていっている傾向もあり、また、特別職に馴染むとも思わないので、地域手当は廃止して、試案に記載されている月例給は給料として考えればよいと思う。」との意見をいただいております。この点、他に御意見があればお願いします。

はい、では山田委員。

山田会長代理

山田です。続けて失礼します。地域手当については分かりやすく受けとめてもらうっていう意味では、もう一本化したほうがいいのかっていう風に思いますし、特別職に地域手当っていうのは馴染まないのかっていう風に思います。ただ給料に一本化するという事になった場合、これまでとやり方が異なってくるわけですけども、それについて何か影響が出るとか、そういうことってあるんでしょうか。

給与課長

はい、ありがとうございます。給料に一本化した場合、主に退職手当に影響いたします。といいますのは、ちょっとテクニカルな話で恐縮でございますが、今お渡ししている月例給については給料とそれから地域手当、この2つで構成されております。ただ退職手当の算定に当たりましては、地域手当は対象外ということで、給料月額に対して在職月数を掛けまして、そこに所定の率を乗じたもの、これが退職手当の算出方法となっております。結果的に地域手当を廃止して給料の額が増えるということになりますと、退職手当が増加するというような影響がございます。地域手当を廃止する場合ですね、給料に一本化する場合におきましては、そういった影響にも十分に留意する必要があるという風に事務局としては考えております。

山田会長代理

ありがとうございます。退職手当っていうのは、退職金規定に従って、その率っていうのは自動的に決まってくるものなんでしょうか。

給与課長

はい。条例に基づきまして所定の率というのが決まっております。議会の議決を経て率というのは決めてございます。

山田会長代理

一本化することによって支給額はやや増えるという、そういうことになるということですね。

人事部長

特に率を見直さなければ自動的に増えてしまうということになるので、そこは検討が必要かなと思います。今回議論していただいた趣旨はこの退職手当を増やすということではないと思いますので、その率の改定も含めて検討が必要かなと思います。

太田会長

はい、嶋田委員。

嶋田委員

今のお話にありましたように、地域手当をどうするかという話が、結果的には退職手当の額にはね返るという効果があるとしても、だから地域手当をそのままなんだと言う話とは違う感じがいたしますので、山田委員が仰ったように、分かりやすさという観点から地域手当の方は廃止をして、月例給で一本化していただくと。ただその跳ね返りで自動的に退職手当が膨らむということはもう今回我々が特に意図したところではございませんので、そこに関しては適宜調整をしていただけるという方向で御検討いただければどうかなという風に思います。

給与課長

廃止ということになりましたら、そういった影響が出ないように検討させていただきます。

太田会長

他によろしいでしょうか。

それでは給料に一本化するというわけですがけれども、私といたしましてはそれでよいと思います。

改定試案の月例給を給料額として答申したいと思いますが、どうでしょうか。

——異議なし——

太田会長

では、まとめますと、市長、副市長、議長、副議長、議員について、すべて試案1のBにより改定した額とすることが適当であって、市長・副市長について

は、記載されている月例給を給料額として答申するという結論といたします。

(3) 改定時期について

太田会長

では、次に改定時期についてです。

審議会といたしましては、せつかくあるべき水準について議論し結論を得たわけですので、答申後、速やかに改定してもらいたいと考えておりますが、各委員の方いかがでしょうか。なお、原委員からは、答申後、速やかに改定ということ
でよい、との意見をお聞きしています。

よろしいでしょうか。

——異議なし——

太田会長

では異論がないようですので、「答申後、速やかに改定を求める。」としたいと思います。

事務局の方にお伺いしたいのですが、最短であれば、どのようなスケジュールになるでしょうか。

給与課長

最短でございますと、最短の市会に提案できた場合が2月市会ということになりますので、そこで議決を得られれば、4月から適用というようなスケジュールになってまいります。

(4) 第3回審議会の開催について

太田会長

ありがとうございます。では次に、第3回審議会の開催についてです。本日、改定額及び改定時期について結論を得ましたので、答申文の決定が議題となります。一方、あるべき水準に速やかに改定してもらうこと、それから各委員も御多忙であることを踏まえたと、このようにお集まりいただくのではなくて、事務局でこれまでの議論を十分に踏まえて答申文案を作成していただき、各委員に書面で確認していただく形での開催にしたいと思います。いかがでしょうか。

——異議なし——

太田会長

はい、ありがとうございます。では、何か答申文に必ず盛り込むべき要素について御意見がありましたらお願いします。なお、答申文の案を見てから御意見をいただいても構いません。いかがですか。

山田委員。

山田会長代理

度々すみません。答申案がどんな風になるか、まだ分からないですけれども、ちょっと希望としてなんですけれども、今回、適正な月例額っていうのを、ここで皆さん御意見が一致したかと思うんですけれども、それでいきますと、一定の額が出てそれで決まるわけなんですけれども、今までは改定されなかった額を減額という手段で、ちょっとコントロールしてたっていうか下げていたっていうところがあると思うんですけれども。今、審議会で適正な額ということで出させていただきますので、できましたら、そこからこれまでのような減額という方法はあまりお取りにならないで、この案をそのままもらっていただくっていうのか、そういう風にしていただけたらすごくありがたいかなっていう風に思います。といいますのも、この資料2のところで見てますと、5ページのところで多くのところが減額になっていました。ここの中で、平成8年から令和6年のところで減額になっていないのは、神戸市、それから下の段で名古屋市、大阪市ですよね。この3つが減額になっていなくて、11ページの全体の表ですね、見ていただきましたら月例給とかあって一番右端に減額措置後の支給額っていうのが出てるんですけれども。これで年間支給額と減額措置後、このギャップがすごくあるのが、例えば名古屋市、京都市もですけど、大阪市とか神戸市とかなんですね。だから、この表から見ると上がっているところが減額しているっていう風な傾向があるのかなっていう風に思いますので、一般職に合わせて今見直しをされて、多くのところが減額になって、それをそのまま払っているっていうのが適正な方法かなっていう風にも思いますので。今回この審議会でせつかく考えさせていただいたこれを尊重していただけたら、とてもありがたいかなっていう風に思います。

太田会長

ありがとうございます。他の委員の方いかがでしょうか。

はい、では土井委員。

土井委員

第1回のときも確認させていただいたんですけども、これは基本的な給与について考える審議会という風に考えております。減額については違った切り口が多分あって、財政の状況とかいうことでその減額を、これも議会で決められたと思うんですけども、されるということで、やはりその京都市の財政、また他都市の

財政もそこでの判断というのは当然あって、民間企業でも業績が悪かったらボーナスカットなんていうのは普通にあるわけですから、それはそこで議論されて減額っていうのは、これとは別の世界で決められたら。山田委員とはちょっと考え方が違うんですけども。それはお任せするしかないんですけども、そういうことで、今この金額に決まったからこれで全てという風な考え方はちょっと違うかなと私は思います。

太田会長

はい、山田委員。

山田会長代理

土井委員ありがとうございます。ちょっと言葉足らずで失礼いたしました。減額ありきということで進まないで欲しいという意味でございます。

太田会長

他の委員、いかがでしょう。

はい、嶋田委員。

嶋田委員

ありがとうございます。減額をどうするかについて、答申の中でどこまで触れるかというのは、やはりここで我々が依頼されてたところをちょっと超える部分があるような気はいたします。やはりそういう、対市民との関係、財政との関係での市の御判断というのがあるかと思えますけれども。

ただ一方で、先ほど、戌亥委員それから佐伯委員からのお話もありましたように、今回のこの試案1のBが絶対的に職務に対しての適切な額かということになりますと、今決めるとするとまあ感覚的に、妥当ではないかと、分かりやすいんではないかという程度のものではないかと思えます。ですから、書きぶりはまた難しいかと思うんですけども、前から申しておりますように、例えば市長・副市長のお仕事を考えますと、例えば民間企業で言えば非常にきつい、大規模のところで経営陣でおられる方と、遜色ないお仕事という評価もできるかと思えます。ただ、今そういった観点からの数値をぱっと出せるという話ではないと思うんですけども、やはり、人材確保、特に副市長については前回お話もありましたように、一般職からの登用であることが多いと。そうすると、採用されるときに一番頑張った場合の給与はどうなのかということを見せるときに、余りに比較考慮している企業等との差があるということになりますと、この辺は人材確保にも影響するという点もあろうかと思えます。

ですから今回の諮問でいただいた範疇を超えているかもしれないけれども、やはり今回のこの数値とか考え方というのが絶対的なものというよりは、そういつ

た企業経営者との比較や人材確保の視点も今後必要になるぐらいのことは、有識者の見解として何か述べる形ができないかなと。これは提案でございます。

太田会長

ありがとうございます。私が意見を述べるのもどうかと思いますが、やはりこの20何年間、改定を行わなかった背景に減額というものがあるということが暗黙の前提になっていたのではないかとということも考えれば、やはり今、嶋田委員の仰ったように、どのような形で盛り込むかは別にして、そのような意見があったということは何らかの形で反映してもらえないかと、私は思います。他の委員の方よろしいでしょうか。

はい、戌亥委員。

戌亥委員

この案の中で、先ほどもお話いただいておりますけども、試案1のBでいいんじゃないかっていうところなんですけど。申し上げたかったことは、京都市の市長、副市長、議員さんたちの仕事の内容をベースにちょっと思案するということろで、やっぱり京都市としてどんなところを目指したいのかとか、どういう仕事をしていただきたいとか、というところは最終的にちょっと反映させていただきながら、やっぱりこれは行政の方と一般企業とあまり比べてもいいのかどうか分からないんですけども。いい人に来ていただきたいというのがあるので、企業で人を雇うときは、よそよりもちょっとでも条件をよくしたりとか、仕事内容とかっていうのはこういうところがあるからやっぱ来て欲しいんだという思いも込めて募集もしていただきたいし、そういう仕事がちゃんと成果が出せるような形で、その成果出した方にはちゃんと報酬として還元してあげられるという形をとって欲しいなと思うので、他都市と全く同じように比べて内容を見ずに決めるっていうのは、やっぱりちょっと納得感がないなというところがあるので、そこはちょっと今回お話で出たところを踏まえて、最終的にちょっと調整をしていただけたらありがたいなという風に私も思ってます。以上です。

太田会長

ありがとうございます。ではよろしいでしょうか。一とおり御意見も出たと思いますので事務局で原案を作成していただいたうえで、各委員の意見を答申文に反映していただければと思います。よろしいでしょうか。

給与課長

はい。これまでの御議論はもとより、先ほどいただきました御意見を踏まえまして、答申文の作成をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

太田会長

ありがとうございます。では最後に審議会として市長に対して答申を行う必要があります。審議会を代表して年内を目途に私と会長代理の山田委員で行おうと考えますがよろしいでしょうか。

——異議なし——

太田会長

では、委員の皆様ありがとうございました。対面では2回の開催ということになりましたが、23年ぶりの開催となる中で、あるべき水準について活発に審議できたことと認識しております。また、答申文案の確認作成等事務局に忌憚なく意見をいただければと思います。では、進行を事務局の方にお返しいたします。

5 閉会

司会（人事部長）

太田会長、委員の皆様、活発な御議論どうもありがとうございました。答申につきましては、先ほど課長からも申し上げたとおり、第1回、第2回いただいた意見を踏まえまして、早急に案を作成させていただいたうえで、御確認いただくよう進めてまいりたいと考えております。それでは本日の閉会にあたりまして、人事担当局長の藤田から一言御挨拶を申し上げます。

人事担当局長

太田会長はじめ委員の皆様におかれましては、大変年末の御多忙の中で活発な御議論をいただきました。本当にありがとうございました。今回、政令市等との相対的な比較はもとより、根本的な職務・職責の部分も含めてしっかり御議論をいただけたものと認識しております。正式な答申に向けまして、事務局として、しっかりと役割を果たす所存でございますので、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

司会（人事部長）

それでは本日の議事録につきましては、事務局で作成のうえ、各委員に送付させていただきます。御確認のほどよろしくお願いいたします。また、答申文案につきましては、作成・御確認させていただくとともに、先ほど年内を目途にということでございましたけれども、答申日につきましては改めて御案内を申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は閉会させていただきます。誠にありがとうございました。

(以上)